

## 神奈川県ボランティア活動推進基金審査会・幹事会合同会議

平成26年5月15日 15:00～17:10

### (開会)

【基金事業課長】 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、松岡会長がお辞めになったので欠席。茨木委員も授業の関係で欠席。新年度のため事務局の新体制について紹介いたします。

山口がコミカレに転勤になり、事務局は一名減。審査会幹事会担当は、丞徳。今後は丞徳の方からさまざまな連絡が参ります。

一名減った関係で、サポート課の粕谷が成長支援の方を担当。粕谷は平成13年当時基金事業課にいました。

高橋、片倉そのまま、負担金、奨励賞、補助金を担当します。

松岡会長の辞職に伴い会長不在のため会長選出まで議事進行は事務局で進めさせていただきます。

【副所長】 副所長の佐藤でございます。

それでは、ただいまから平成26年度第1回神奈川県ボランティア活動推進基金審査会幹事会合同会議を開会させていただきます。

会長選出まで進行させていただきます。失礼して座らせていただきます。

本日の合同会議。会議の非公開について規定している情報公開条例第25条第1項第1号及び第2号に該当しないため公開とさせていただきます。

### (審議事項1 審査会会長選出)

【副所長】 さっそくでございますが審議事項の1。会長選出に入らせていただきます。

神奈川県ボランティア活動推進基金規則の第4条の規定に基づき委員の互選により定めることとしてございます。

ご意見のある方発言をお願いします。

【中島(孝)委員】 会長につきましては、経験と見識のある長坂委員にお願いできればと思いますがいかがでしょうか。

### (拍手)

【副所長】 それでは長坂委員宜しくをお願いします。

(長坂委員長席に移動)

【長坂会長】 長坂です。宜しくお願いします。

基金21は堀田会長から松岡会長まで14年間に亘り、皆様のご尽力によりすばらしい、先駆的で、先端的で日本の中のモデルになるような仕組みとして育ててきたと思っています。

そういう意味でとても重要なことに関わらせていただいていると感じています。皆さんも同じ認識だと思います。

同時にいくつかのチャレンジというか課題もあります。行政や政治側からは基金21を財源の少なき今は減らすべきだという圧力もあるやに聴いています。同時に市民社会それ自身も絶えず構造変化があり、私たちの基金21もそれに適合していつているのかどうかをいつも検証しなければなりません。

この仕組みの意味について、私は「市民社会力」のある「まち」づくりを目指していくためにあると思っております。市民自治であり市民主権の「まち」とよく言われますが、そうしたまちづくりに私たちがどれだけお役にたてるか、ということが役割だと思っております。私たちの立ち位置は、市民目線、市民社会力を大切に、市民の側に立った視点で運営していきたいと強く思っています。その点については、審査会・幹事会の皆様と共に分かち合い取り組んでいきたいと思っております。

私にとって、幹事会の全体のみなさまとは今日初めてお目にかかる場ですが、かねがね皆さまのご尽力に感謝を申し上げたいと思っておりました。みなさんのなみなならぬご尽力が、基金21の審査を支えております。これからも宜しくお願い申し上げます。

幹事会のみなさん、審査会のみなさん、事務局のみなさんとこれまで一体となって作り上げてきた伝統を、これからも皆さんと心をひとつにして、一緒になって、この重要な任務に取り組んでまいりたいと思います。私自身も皆さんから学びながら真摯に取り組んでいきたいなあと思っていますのでどうか宜しくお願い申し上げます。

では、ただいまから議事に入らせていただきます

最初にやるべきことは、会長職代理の選任ということですが、会長職代理は、神奈川県ボランティア活動推進基金審査会規則第4条第3項に基づき会長が指名するということになっております。去年一年間、松岡会長が困ったときには服部さんといつもおっしゃっていました。服部委員にお願いできればと思っています。お願いできますか。

【服部委員】承知しました

(拍手)

## (審議事項2 包括外部監査への対応)

【長坂委員】それでは議題2番目に入りたいと思います。合同会議ですので、みなさんに発議権があります。

【事務局】 (資料1に沿って説明)

- ・「包括外部監査」とは地方自治法に基づくものであり、昨年度は30の基金が監査の対象となった。
- ・1月16日に監査結果が報告され、2件の指摘と2件の意見を受けた。
- ・「指摘」とは、監査人が違法または著しく不当と判断したもの
- ・「意見」とは、監査人が是正した方がよいと考えるもの
- ・指摘を受けた2件(貸付金返済期限延長、双方代理)については、県警本部やNPO協働推進課で対応
- ・「意見」の2件は、審査会幹事会の審査に大きく関わる。
- ・審査会の委員について、公募委員を選任することが適当であるのご意見いただいている。
- ・もう1件、「委員と関係をもつボランティア団体が応募することを禁止することを検討することが望まれる。」との意見が出された。
- ・総務局から、外部監査で受けた、指摘、意見についての是正の結果報告を求められている。
- ・今回、包括外部監査の意見について、是正の検討をお願いしたい。

【長坂委員】 行政に関わる事業を推進する私たちにとっては、非常に重要な監査。指摘された点に対してしかるべき対応策を検討したい。その結果は公表されることになります。

ポイントは2つ。1つは、公募の委員を入れるかどうか、そして審査会と幹事会それぞれ何名か。2つめのポイントは応募禁止条項です。審査会と幹事会それぞれどうするのか。この点については、今までは、応募団体に関係のある委員は審査には参加しないということで対応していた。今回の包括外部監査からの指摘は、委員が関わる関係団体は応募も禁止すべきかどうか「検討して欲しい」という指摘。

ポイントが2つあるので、公募委員をどうするのかと、応募禁止を分けて議論していきたい。

これは行政からの答申でありますので、事務局としてどのようにお考えなのか意見をお聞かせ願います。

**【事務局】**

- ・この意見を重く受け止め、基金の目的や公平に審査する審査会の趣旨を阻害しないよう留意しながら監査人の意見には前向きに対応していく。
- ・透明性向上に資するため公募導入が望ましい。
- ・基金21で公募委員を導入するのは初めてのことで、公募の結果の影響がまだ見えないため、まずは、少人数公募して様子を見るのがよい。
- ・公募導入の際は、どちらかといえば、事前に専門的な視点で点数評価する幹事会よりも総合的な視点から審査する審査会が公募に向いている。

**【長坂委員】** この点について、みなさんの意見うかがいたい。行政に直接からむ話なので先に事務局の意見をうかがったが、あくまでも事務局の意見としての参考にとどめていただきたい。

**【小松委員】** 新しい公共支援事業の審査で、利害関係との問題が起きたということだが、具体的にどういうことなんですか。利害関係とはどういうことなんですか。

**【基金事業課長】** 従来までは、高い専門性が必要であるということで、審査会でも幹事会でも公募をとりいれてなかった。

新しい公共支援事業の際、国で示されたガイドラインで公募委員を入れなさいと求められ、新しい公共支援事業ではそれに従った。基金21でもできるのではないかという意見。

禁止の話ですが、新しい公共支援事業の方の運営委員会・幹事会の委員が所属をしている団体から応募があり、3件ほど通ってしまったということがあった。

そういうケースがあったので、それはふさわしくないんじゃないかということで包括外部監査の方で意見があった。

**【長坂会長】** 今のご意見は、外部監査の報告書に書いてあり、2つの基金団体（新しい公共基金と基金21）を比較している。それを比較対照したときに、新しい公共支援基金では、審査委員の中に公募の方が入っている。もうひとつ恐らく問題となったのは、審査委員関係の団体から応募があった3件とも通っ

た、ということかもしれません。

それに対して、資料3ページ(1)のイ。「かながわボランティア活動推進基金21の審査会の委員と関係をもつ団体が3団体からの応募があったが、事業対象に選定された応募者はいなかった。」とある。つまり、本審査会は厳正に審査をした結果ともいえそうです。

そこで、市民の皆さまの納得を得られる審査をするためにも、あるいは歯止めをかけるためにも、審査委員の関係団体については、応募禁止とするか、なんらかの対応を検討して欲しいということです。

【服部委員】 今の話で、公募された委員が、組織の代表で、その団体が通ったのか？ 事務局がお願いした委員が代表である団体が通った？

【事務局】

公募の委員の一人については、代表ではないが、その方の所属している団体が通った。

【服部委員】 代表ではないが、所属している団体が通っていると。

【事務局】 はい。あとは、県がお願いしている委員で、代表ではないものの、その所属団体が通りました。

【服部委員】 公募のことを考えるにあたって、公募の人の団体が通ってしまったのは問題かと思ったが、県からお願いしている委員、公募の委員どちらの関係団体も通っているということ。

公募は全然いいんじゃないかと思うが、幹事会は大変だろうと思う。

違う場で公募の方と一緒にやっている場があるが、やはりスムーズにはいかないんですね。公募はいれた方がいいでしょうけれど、どういうかわからないので、事務局案にしておかれるのがいいと思う。

ただ、もし自分が公募で入って一人では、あまりにもマイノリティかな。一人でいいの？と感じた。

【為崎幹事】 私も全然別の場で、公募された委員の方と御一緒したことがある。やはりベースが違ったりするので、審査会に入ったときに有効に機能する人を誰がどういう基準で選ぶかというのが大切。

新しい公共の委員は、どのような基準で、選ばれたのか。

【中島（智）委員】 いただいた資料に書いてある。

【事務局】 小論文による書類選考と面接の2段階。面接者は、当時の運営委員会の会長と県民活動部長とNPO協働推進課長とサポセン副所長。

【為崎幹事】 事務局としては、選定された方が有効に機能したという判断？

【事務局】 はい、2名ともNPO関係者。実態をよくご存知の方だったので、有効に機能したと思う。

【小林幹事】 公募の方の割合というのが、全然イメージわからない。  
県の、別の会議でもよいが、公募の割合のデータがあると参考になる。  
いますぐはないかもしれないが、そういうのを見ながら判断したい。

【所長】 実態上、何%が公募委員かは、手元にないが。

公募の考え方について総務局の行政システム改革課から考え方が出されている。

人数はそれぞれの審議会なりの考え方があるので何%以上という考え方はしてない。

やはりそれぞれにあった形で選任をしてくださいということ。

実態からいうと、人数にもよりますが、人数自体もあまり多いとだめよとか女性委員の割合を一定以上にしなさという決めもある。

そのような多くのしぼりの中で、そんなに多く公募委員をとっているところはないと思う。

だいたい1割から2割。多くてもそんな感じかなあというところ

【長坂会長】 いろんなところを見ても、1名か2名。1名だと孤立感があるかもという指摘があった。

この、包括外部監査は、なぜ公募をいれるべきかという、公募をいれることによって透明性が高まる。審査の過程の中で市民が監視しているという形となり、市民からの不信感の払拭にもつながる。1人か2人と考えた方がいいかもしれない。

いかがでしょうか。具体的にYESかNOか。何人か。についてご発言を。

【中村委員】 基本的に少人数での公募はありかなと思う。

市民に経費を伴って審査をお願いするとき、逆に、公募委員が多くなると、

公募委員の構成が適正かどうか判断が難しい。

政治的な意味合いも含めて何かあったときには機能が損なわれてしまうという事例があるんですね。

そういうこともあって両方が均衡できる状態が一番よいと思う。

この審査会に関しては秘密会という形で審査を行う。そこに透明性担保のために入ってもらおうという意味では機能するのかなと。

ただ、審査の結果については、非常にきちんと「こういうような議論がされて、こういうことで」と応募者にお返ししているわけで、現在の委員のありようについて、私自身は、まったくシステムに疑義があるということはないが、よりいっそう透明性を高めるのであれば、公募に賛成。

そういう意味でいったらそれが大きな人数割合にならなくてもよいのでは。

【長坂会長】 1人でしょうか2人でしょうか。

【中村委員】 1人です。

【大澤幹事】 選任過程が明らかでないということ、議論の透明性というより選び方が透明ではないということ。

この際半分くらい公募にしてしまってはどうか。舵取りが難しいというおそれもあるが、最初の話でいうと、神奈川は市民活動の先進国だ。そのいい人たちをうまく集めて入れられるとよいのでは。

人数は半分くらい。半分以上かな。

【高村幹事】 高村です。私は、（公募委員を入れることに）基本的には賛成です。いまは審査会ということでお話が進んでいる。審査会の人数は松岡先生がお辞めになって7人。そのバランスで考えると、あと2人がバランスよいのではないかなと思った。

それから、新しい公共では何人くらい申込があったのか。

最初は、関心の高い人からいっぱい応募してくるんじゃないかな。いい方に入っていただくとこの審査会のこの議論が深まるのかなと期待。

もし、できたら新しい公共のときに公募に応募された方の人数もうかがいたい。

【事務局】 応募は10人を超えるほどではなかったと思う。

【大澤幹事】 幹事会も半分くらい公募を入れてはどうか。

【中島（孝）委員】 時代の流れからいって事業の透明性確保は当然。しかし、その運営・進行がうまくいくか。

公募委員の審査基準その辺を明確にしておく必要がある。

基金21であれば、審査会人数が少ないですから、1名、2名の公募はいいのかなと思う。

【岡本幹事】 賛成。2人。1人じゃ心細いのではないか。

先ほどから専門性という言葉が出てるが、「専門性」も分野による。

偏った専門性だといかがかと思う

分野を考えた公募の仕方もあるのでは、

【為崎幹事】 私はよい人材が確保できれば、透明性が高まりより充実した審議になる。2名に賛成。

ただ、逆に危惧したのが公募をする中で、応募の人数が少なく、委員として適正な人が2名確保できないという可能性もなきにしもあらず。

上限を2名というかたちで、適正な人を選出。もし可能なら、そういう考え方もあるのかなと思いました。

【長坂会長】 みなさんのご意見を集約すると、全体的には、みなさん公募をいれてよいのではないかという雰囲気。

そこで、まず審査会では、1名か2名、半数、もしくは半数以上との意見もあった。

【服部委員】 いろんな前提条件が必要になる議論かな。いまのような状態だと、企業の方は委員として手を挙げられない。

次に議論される応募禁止の状況によっても変わってくる。

今だと委員の集まれる時間帯、今だと平日ですごく長時間。その中で、公募の委員の人たちも集まれる時間帯にも配慮が必要。

委員が集まれる時間帯に配慮しないと人は集まってこないと思う。

しかも、関係団体の人たちは応募できないとなると。

そういう意味で、まずは硬いところからいくと、2人くらいから行くと。

本気になって、もっともっと市民の人たちに入ってもらおうというのなら、いろいろ変えていかないとできない。そこまでやる話をされているのかどうか。

これまでの様子を聞いていると2名くらいだろう。

半数を超えるという改革をするのなら、それなりの覚悟と環境整備をしてい  
かないとできないんじゃないかな。

【中村委員】 先ほど過激だとおっしゃった半数ですが、過激とは思わない。  
全員公募でやっているところもあります。

そのようなところは市民の方にも、ものすごく大きな覚悟があり、徹底的に  
自分たちが責任をとるといふ仕組みが作られた、ほとんど無給に近い状態で、  
ものすごく時間を提供しないとできていないような状況がある。

先ほど申し上げた、場合によっては非常に、方向性が、一方向に流れる可能  
性があるという。2つから考えて、今本当にすごく大きな問題は、「この審査  
会に、基金21に関して、指摘された」という風には私は捉えていない。

新しい公共の方の問題があったということ。そこまでシビアに反応する必要  
があるのかな。

【長坂会長】 ただし、今後のプロセスとして将来そういう過半数という展開  
は、必要ならばありうるかもしれないが、当面は、全体的には1名か2名とい  
うご意見のように感じている。

事務局はとりあえず1名でどうかと。そこで、当面の対応として、1名か2  
名か、みなさんのご意見を伺いたい。1名ではその方に孤立感がありさびしい  
かなという意見がありました。全体的には、「2名でよいのでは」ということ  
でしょうか。

【関谷幹事】 公募を導入するのはいいと思う。どういう意味合いでいれるか  
を確認しとかなないと。ただ入れればよいというものではない。

この審査のあり方として透明性を高めるといふ意味合いなのか。それとも、  
スキルとか知識を持った方でなくてもいいから市民感覚をいれるのか。そうい  
う趣旨でいれるのか。

どういう意味で公募をいれるのか確認した方がよい。

それを踏まえたうえで、人数は2人がいいと思う。

一人だと意見が特定されてしまう。

少なくとも2人以上。3人以上だと全体のバランスからは多すぎる、

【長坂会長】 なぜ導入するか。包括外部監査から問われているのは透明性。  
市民からの誤解を受けないため、不信感をもたれないようにするため。

もうひとつは市民感覚をより強く注入するということかもしれません。

委員のみなさん自体強い市民感覚をもっておられるが、もっと入れた方がい

いという意味もあるのかも。もっと他に3つ目の条件というのものもあるかもしれないが。

また、公募委員を入れることになれば、公募の選択・選定基準を作る。その公募選定基準には趣旨・目的も明確にしておく。

さて、大方は1名か2名なんですが、こういうのは多数決でやってしまってよいのか私は迷うのですが。今のところ2名が多いやに思う。もし、2名となった場合、事務局としてなにか考慮してほしい点などコメントがあるか。

【基金事業課長】 2名でも問題はないと思う。大丈夫だと思う。

【長坂会長】 それでは、みなさんの合意が2名という感じですので。

審査会の方については2名ということではよろしいでしょうか。いかがですか？

(異議なし)

【中村委員】 2名に異存はないんですけど。さきほどの「市民感覚」という言葉がすごくひっかかるんです。

専門家って、何を以って専門家というのか？

この中には、ご自分のお仕事のテーマとして市民活動をやってらっしゃる先生方もいらっしゃるが、すいませんけど私なんかはそういう意味でここにいるわけではないので。

今までどういうフィールドで活動してきたかとか。そういうことで、審査会の審査とかをやっている。

そうすると市民感覚そのものなんですよ。

たくさんそういう方々とおつきあいがあって、そこで、現状市民感覚がないみたいな風なことを宣言しちゃうことになるのではないかと。

言葉の使い方は気をつけた方がよいと思う。

幹事会も同じだと思う。自分たちも市民感覚ですよ？

「市民感覚をいれるために」というのは、他の審議会では成立するかもしれないが、(この審査会には)ちょっと、なんかそぐわないかな。

だから「透明性」という意味合いでいれた方がよいと思う。

そうでないと、いま、偏りがあるみたいに思われちゃう。

【長坂会長】 選択基準の作成に当たって、事務局の方で、このご意見に言葉遣いも含めて配慮されたい。

もうひとつ幹事会はどうするか。さきほどからの議論では、服部委員からは専門性・分析力が必要なので公募委員には適さないのではないかと追加すると労働時間が過重で、一般の市民の方をお願いするには過重ではないかという感じもする。幹事会については、なしでいいのではないかとのご意見だったと思ったが、他の委員はいかがか。

【中島（孝）委員】 幹事会については、公募委員はよろしいのではないかと  
思う。現に最終的に決定するのは審査会ですから。

最終の決定プロセスに公募委員が入っているのが重要だと思う。

審査会のプレゼンに挙がってこなかったとしてもプレゼンにあげるかどうかは、審査会に了解をとってやるというプロセスになっている。

そのときに、なんで「ここが上がってこないんだ」と公募委員のいる審査会  
が言える機会が確保されていれば現状でよいと思う。

【長坂会長】 幹事会の方いかが。

【小林幹事】 たぶん、作業がすごい大変なので、やられてもつらいと思う。

ただ、形式的には、透明性を高めてくという観点からは公募委員もかまわな  
いと思う。

ただ、やってみると作業的に大変だと思う。幹事会の作業自体が、専門性が  
高いとはあまり思っていない。

すぐにやるといういろいろな予期しないことも起きて大変だとは思うが、将来的に、  
そういうことを入れていくことに対して制限しない方がよいとは思うが、

短期的には少し、まだ予測がつかないこともあるかな。

【為崎幹事】 私も、幹事会はものすごい膨大な資料を読むことになるので、  
非常に意欲のある方なら可能と思うが。

かなり長時間密な意見交換しますので、いきなり導入というのは、リスクが  
高いかなと思う。

審査会の状況を見つつ、次の段階で幹事会へ導入していくというステップを  
踏んで導入を図ってはいかがか。

【岡本幹事】 私は一般市民だと思ってる。思ってるんじゃなくて一般市民な  
んです。

一応、かなり勉強しているという状況なので、応募する方の資質は問わない。  
足を引っ張ってるかもしれないが、できるかなと思う。

将来的には公募が必要だとは思うが。  
全然資格というか基準はなくてもいいと思う。

【長坂会長】 専門性が云々というところは、なくてもいいということですね。

ひとつは、いま重要なのは、幹事会については来年度0にしておいて、来年度に審査会で2名入ってきて、その後、それを見たうえで、審査会の中で公募委員の方とも相談のうえ幹事会での公募導入について検討していったらいいか。幹事会について公募委員は採用しないということではないが、「将来検討していく。」という意見があったと思いますが。

【中島（智）委員】 幹事のみなさんいつも非常に苦労してやっていただいている。

さきほど、「どういう意味で」という、関谷幹事が言ったことはすごく重要だと思います。

どちらかというところと包括外部監査への対応ということで象徴的な意味もあるような気がします。

実質的に議論をする上で、幹事会の中に、特に専門にこだわらず生活者の視点から、こういう補助対象・支援対象を選ぶという明確なコンセンサスがあればぜひ入れるべきと思うが、ただ、ご指摘のように、現実的には、難しい。

私も別の自治体のところで、そこは3名公募の方がいる。他に企業の関係者、商工会議所の方が入っている。同じ土俵で点数をつけるのがすごい困難。

多様な視点でものごとを捉えられるといういい面もある。

しかし、結果を出さなければいけないという場面ではとてもとても大変。

もう少しコンセンサスを作りながらやる必要がある。

【長坂会長】 議論のまとめをさせていただく。

いろいろ分析力とか専門性も必要なのではないか。労働過重ではないか。

審査会で透明性を担保するから、幹事会ではとりあえずいらないのではないか。

ここでは今「入れない」と決めるのではなく、将来、必要なかどうか検討していきましょうという意見がこれまでに出不出されている。

幹事会の公募委員。とりあえずは将来検討するとして、当面は、0ということでもよろしいか。

（異議なし）

**【長坂会長】**

では、公募委員について、審査会は2名。幹事会はいれないが将来入れることもあり得る。

**【長坂会長】** それでは2点目として、応募禁止条項について。

いままでは、委員の関係団体からの申請については、委員は審議には参加しないということでやってきた。今回検討するよう要請されているのは、応募資格も剥奪すべきかどうか。事務局からご説明をお願いします。

**【事務局】**（事務局から資料1の別紙3に沿って説明）

- ・利害関係の定義と類型（平成24年4月に行われた審査会での類型）。
- ・応募禁止する範囲（A案からD案）
- ・次ページ表。B-1は委員が代表者の場合、B-2は代表者に加えて役員の場合も応募を禁止する。
- ・C-1は、一例として「職員」に×がしてあるが、議論の中で「職員」でなく「取引関係」を規制すべきという結論になるかもしれない。
- ・C-2のは、一律に禁止するのではなく、関係の濃淡を勘案し、個別に判断するというもの。
- ・禁止する範囲の検討においては、運用の中で、応募禁止団体を実際に見分けられるかどうかとも考慮が必要

**【長坂会長】** この点は、ここに座っている私たち自身がこれまで数々のNPOと関わりながら、知見が蓄積されてきているのだと思います。みなさんにもすごく関係のある大変なことです。

禁止事項をどこまでの範囲にするか。もう一度確認しますと、（現在の私たちの規定では）応募団体と関係のある委員は審査には参加しないということ、現在の規定は24年度に導入しましたが、これ自体かなり厳正なものだと思います。

今回は、市民から誤解を招かないために、応募禁止条項を導入すべきではないか、入れるべきだという勧告ではありませんが、検討してほしいという勧告です。いかがでしょうか。

**【山内幹事】** 新しい公共で3団体、関係団体が通ったということ。そのときの基準は、基金21の現行と同じ？

**【事務局】** 新しい公共も基金21の審査会をまねて委員会・審査基準を作っ

た。基金と同じ基準。応募自体は4団体あり、3団体が採択。

【中村委員】 下から二つ目。委託等取引関係。具体的に教えていただけますか。

【事務局】 例えば、講演会講師や調査研究、原稿執筆など、団体から対価を得て、労働というか作業を提供する、そういう関係にあるもの。

【小松委員】 各団体が新聞記事を資料に出してくるケースがある。私が記事を書いた場合、利害関係になるんですか？

【長坂会長】 それは入らないでしょう。取引関係になりませんから。

【小松委員】 まあ金銭もらってないですからね。

【長坂会長】 ただ単に講演会に呼ばれたからということではなく、あくまでも「強い取引関係」という文言をいれることが必要かもしれない。

【服部委員】 基本的には、本来は現行でよいと思うが、勧告を受けたということで検討した方がいいのかなと思います。

直接、その団体という意味では、理事長と職員なんじゃないかなって思うんです。理事も、役職に就いている理事と平理事では、関係性も違ってくるのに応募ができないということでもよいのかな。

これから中間支援団体の応募が増えてくると思うが、その人たちはいろんなところとの関係を持っている。神奈川県下からの有識者の審査会、幹事会での構成比率が高まると、それまた中間支援組織にとってどうなんだろう。

できるだけ、「広く禁止しない」方向がよい。

ですので、理事長と職員だろう。役職理事もだめだと思う。専務理事とか副理事長とか。

理事って、頼まれたからやってる人もいます。

【中村委員】 極端な言い方をすると、さっきの審査会の公募委員と表裏の関係と思う。

どっちをきちんとクリアにした方がいいのか。私はこっちだと思う。

審査会の委員をやったら応募なんかできない。私は規定がなくてもそういう感覚に縛られてきた。

審査会幹事会に関わっている間は、応募できないとびしっと決まった方がわかりやすいし、みなさん納得しやすいのかな。

下の枠の2つというのはあまり関係ないと思う。下の2つ以外をびしっと禁止した方がわかりやすい。

普通は、自分がよく知ってるところには厳しく採点せざるを得ないのが一般的なもので、担保されていると思うが、指摘を受けているということは、片方の新しい公共で疑われたということ。C - 1あたりにばしっと決めた方がわかりやすい。

C - 1案です。

【長坂会長】 服部委員は、理事長と副理事長、専務理事と職員でしたが、それにプラス理事と監事を含むということですね。今の意見は。

【関谷幹事】 私の意見はAの応募を禁止しない。

こういう書かれ方をされているが、公平性を保てない云々という。

「仮にその委員が外れても、他の委員が甘く採点するのではないか」というこれ自体根拠のない言い方で説明をされているので、この勧告自体合理性がない。

あと、それはともかく、審査会の方々は常になんらかの利害関係があると思う。先ほどの記事の話もあったが、それ自体ひとつの関係性。そういうことを考えると「関係がない」という線だって合理的にひけない。

つまり、線を引くこと自体難しいので応募を禁止しない方がいい。

公平性の問題があるのなら、どういう風な形で、採択したのか、落とされたのか理由を明確にすることで公平性を確保すればよい。運用で対応すればよいのではないか。

【為崎幹事】 私も関谷幹事に賛成。

実質と見え方の問題があるが、実質的にはいまのやり方で公平性が確保されている。

応募団体と利害関係のある委員・幹事は、審議から外れる。幹事会でもメンバーの誰かが役職に就いているからといってそこに私情ははさまない。

実質的には、いまの現行で、公平性は確保されていると思っている。

見え方として、それが見えないというのが指摘なんだと思う。

逆に、見え方を重視するあまり、逆の不公平性はないのか。2年間という中に、所属している団体が成長するとか、そういう機会が来たときでも所属団体は応募できない。逆に不公平にならないかな。

応募するために委員を退くというのも混乱を招くかな。

見せ方をどこまでやるかというあたりですが、基本的に逆の不公平性を考えると現行で十分に公平性は担保されている。

【長坂会長】 3つ目の意見として応募を禁止しない。3つの意見のどれにするか。

【中村委員】 関谷幹事と為崎幹事にお訊きしたい。

「見せ方の問題で実質はきちんとしている。」というのは、ここにいる方々みんなそう思ってるわけです。たぶん事務局もそう思っただけじゃありません。

でも、こういう監査を受けて「どうするんだ」とつきつけられてるとというのが現実。それをどういう形で、「現実的にはそうなんですよ」と、この場でそう言ったからといって監査への答えとはならないと思う。

じゃ、見せ方の問題なんだからというのなら、じゃあ、どういう風にした方がいいのかお聞きしたい。

【中島（智）委員】 幹事会の一員としては、関谷幹事と為崎幹事の言われている実質面のことが非常に重要だと思って、私も気持的には、現行のままで差し支えないんじゃないかと思ってる。

この資料の中でも、実際過去にそういう事例があっても採択されたことがありますよ。基金21の場合はですね。ということが書かれている。

構成員の一人としては過去の実績を見れば機能していると言ってほしいな。

【長坂会長】 もし応募を禁止しないという回答をする場合には、きちんとした説明をつけなくてはいけない。説明として、1つは、公募委員をいれたことで透明性が向上。2つは、審査の中で、関係団体の場合は、審査に参加しないという厳しい対応をすでにしている、それ故に「応募を禁止する必要はないと考える。」という回答になると思う。

議事が下手で相当時間がたってしまいました。申し訳ないのですが、中村委員の「覚悟をもって全部だめだ」ということではなくて、流れとしては、「応募を禁止しない。現行のままでいい。」というのと、「代表者だけ」という選択肢、代表者には専務理事などを含む。という選択肢の2つの意見が多いと思うが、どうでしょうか。

【大澤幹事】 禁止しておいた方がいいかなと思う。親族もまずいと思う。

【長坂会長】 審査に参加しないというところでは、もちろん親族も現在は審査に加わっていないということで対象となっている。

【小松委員】 チャンスはつぶしたくないので、我々側の運用を厳格にする。

【長坂会長】 そういう意味では今も非常に厳格ですね。

【中島（智）委員】 いま自己申告ですけどね。職員の方が

【小松委員】 さきほど、事務局があとになって取り消すのが厳しいという話があったが、それもあっていいと思う。運用というのは、それも含めて。

【長坂会長】 時間がありません。それでは、もうそろそろ決議しましょうか。手を挙げてもらってよいでしょうか。本当は、一人づつイエスかノーかコメントしてもらった方がよいし、さらに議論をした方がいいのですが。多数決でよいでしょうか。

一つ目が、応募は禁止しない。これについては、なぜ禁止しないか理由が必要。審査会に公募委員をいれたこと、従来からの厳しい対応で十分という理由。

二つ目が、代表者、専務理事、副理事長、職員、親族については禁止する。応募を禁止しないに賛成の方、手を挙げてください。

（ 6 名挙手 ）

【長坂委員】 それでは 2 番目の案に賛成の方。

【山内幹事】 2 番目に賛成だが、最初の服部委員の意見に賛成。

【長坂会長】 では、親族を入れるかどうか未定とした上で に賛成の方

（ 6 名挙手 ）

【長坂会長】 では、2 番目の案について、親族を入れるべきか入れないべきか。

（ 親族は入れない意見への賛成挙手多数 ）

【長坂会長】 「親族はいれない。」でいいでしょうか。委員の親族が役員を務める団体も応募していい。

【長坂会長】 対等の6票づつの同数になりました。困りましたね。議長が決めなければならない事態となりました。私は決めねばならないのでしょうか・・・。

では、私は、委員等が、代表者、理事長、副理事長、専務理事、職員を務めている団体について応募禁止する方に賛成としたいと考えます。ここで職員というのは主たる給与を得ている職員であって、アルバイトは含まない。

ご異議ありますか。

(異議なし)

【長坂会長】 これで決定させていただきます。

これをどう確認するか。なにか知恵ありますか。

【高村幹事】 事務局での後からのチェックの仕方は別なんですけども、少なくとも最初に審査委員の名前は出るので、「応募ができない」というのは条件に書いて、申請団体はちゃんとそれに沿って応募するということを明記。

後から疑義があったときに返してくださいねと言える。

【長坂会長】 応募要項に明記するわけですね。それをどうチェックするのか、応募を受け付けるときに。もし、長坂というのが代表理事をしている団体から応募があったときに、受付を拒絶する。禁止ですから。

代表者であれば役員の氏名が当然出てきますよね。問題は、職員であるかどうかはどう確認するか。

【基金事業課長】 団体から職員名簿を取り寄せるというのをやらざるを得ないのかなと。

【大澤幹事】 このメンバーから、どこかで職員やってるかを出してもらえばわかる。事前に伝えてもらえば。

【長坂会長】 自己申告でいいんじゃないのというご意見ですね。

【中島(智)委員】 団体から名簿取り寄せるとなると・・・

【長坂会長】そこは守秘義務とかの問題があるかな。

委員が職員をやっているかどうかは、自己申告でというご意見がありました。これは来年度から。来年度からの禁止に備えて。

それでは決定事項を整理しましょう。

以上のように、最終的に、応募禁止の対象は、代表者、理事長、副理事長、専務理事及び職員ということにしたいと思います。これをチェックする方法としては、ひとつめは役員名簿を出してもらう、二つめは、職員かどうかは、委員の皆さんからの自己申告による。ということ。

過去の経歴は問わないことにしましょう。

### （審議事項3 基金21見直しWGの見直し案について）

【長坂会長】すいませんこんな時間になってしまいました。見直しワーキングの見直し案について事務局よりご説明願います。

【基金事業課長】（資料2に沿って説明）

- ・平成24年度に実施した神奈川県緊急財政対策による補助金の見直しの結果、見直しをしていくこととなった。
- ・過去5年間に基金事業を終了した団体に対しアンケート調査を実施し、成果、成功要因の分析、決算資料による分析をした。
- ・アンケート結果について説明（資料2-2に沿って）。
- ・基金21見直し案（資料2-1に沿って）。

1 入口戦略

2 出口戦略

（1）メンターによる伴走型支援の実施。

（2）基金21助成終了団体に既存事業、今後実施予定の事業への応募を促し支援を継続し自立化を促進する。

（3）基金21でNPO運営モデルを研究・開発し、対象事業に適用する。

3 中間支援組織への支援強化

【長坂会長】ご報告ありがとうございました。ワーキンググループの委員の皆さん本当にありがとうございました。大いに議論いただきたいんですが時間のなかで、最大限ご協力いただきたい。

コアの部分は基金21見直し案ですので、基金21について、これからこういう事業をしていこうという提案であり、必要に応じて予算化するもの。これについて皆さんの意見を伺いたい。

【服部委員】 最後の、出口戦略の3番のところ。少しだけ気になった。モデルの研究は参考になるが、ちょっとこの文章では語弊があるのかな。それを適用するとあるが、それでは今あるモデルを超えられなくなる。もしかして、目的が逆になってしまう可能性がある。もう少し柔軟な表現にしていれば。

【中島（智）委員】 ずっと議論してきた入口と出口のところにしっかりと行いましょうということ。

あと、基金21の役割がずっとやってきた中で変化している。

基金21のブランドですとか、そこに関わっている団体は神奈川県内でも核となる団体なので、その経験を活かして市民活動団体の発展に寄与するような仕組みになるといいんじゃないかなあ。

3のモデルの研究 日本の場合は、市民活動の場合は、一般市民に、市民活動へのご理解がない。

基金21を通して、市民活動団体等の価値を再確認してそれをいろんな広範な人に伝えることが重要じゃないかな。

【基金事業課長】 中島委員からは、第4回的时候に、メンターを初年度から入れるのはいかがなものかという指摘がありました。

自立化を考える時期に入れてはどうかと。合同会議のときに、初年度から入れるべきかどうか議論しよう。

一年目の提案から、メンター頼みの提案はいかがなものかなという意見がありました。

【中島（智）委員】 一年目から、メンター頼みはどうかと思いました。もうちょっと責任を持って提案してほしいな。

【服部委員】 すごく賛成。最初から入ると依存してしまう。

このメンター付の申請が、ある程度の団体であれば、最初からつけてよいと思うが、どういうプログラムかすぐ読み取れない

そのあたりを考慮してこのプログラム設計してほしい。

熟しているところは、最初からでもよい。まだ、設立後間もないとこだと、なんでもきいてしまう。

【中村委員】 そういう意味では、提案してもらうときに、自分たちの中に、

当たっている課題を解決するために、そういう制度を基金21に規定されたメンター制度を利用したいということを書きこんで書いていただく形にすればいいんじゃないかなあ。

【長坂会長】 申請書の中にメンターの活用についていれるということですね。

【高村幹事】 質問なんですけど。提案の中のメンターの位置づけがよく理解できてない。

この中で担当者によると書いてあるが、メンターはどなたを想定？

【基金事業課長】 メンターをやってる手塚さんとかに相談している。

最初、試行という形でとりあえず始めて、3年目とか、もう卒業を考えている団体に、とりあえず試行という形で、ソコカナさんで実際に経験のある手塚さんとかのメンバーに相談してできればなあと思っています。

【長坂会長】 いま、この見直し案に従って進もうとしている。

基金21はこの方向に向かって進むということ。かなり中間支援組織重視政策に移行していくという印象。私もその重要性は認識している。

他によろしいですか。なければこれでみなさんのご諒解を得たということで終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

#### （審議事項4 （特非）MAMA - P L U G（負担金交付団体）からの提案に対する対応）

【長坂会長】 MAMA - P L U Gからの提案について。事務局から説明をお願いします。

【事務局】 （資料3に沿った説明）

- ・ MAMA - P L U Gが、知事に提案した案件。
- ・ 継続事業の審査では、日程調整することで前年度の実績も審査の対象とする。
- ・ 4月23日の事務説明会において、名刺・情報交換会を設定するとともに、名簿も作成することで、基金21を受けている団体同士の横のつながりを強化した。
- ・ 継続のプレゼンの待ち時間での交流については、自由にやっていただく。

【長坂会長】 「基金 21 を三歩先行く助成プログラムにするために」とご提案をいただいたものについて事務局で真摯に御検討いただいた。

評価のときにペーパーだけでなく、半年間の実績を踏まえてほしいというのが最大の変更点。また、ネットワークの場を作ってほしいという提案に対応いただいた。何かご意見はありますか。

(意見なし)

**(報告事項 1 神奈川県ボランティア活動推進基金審査会平成 26 年度日程)**

【事務局】(資料 4 に沿った報告)

- ・平成 27 年度事業募集・選考に向けてのスケジュール。
- ・昨年度と異なり、成長支援事業の募集・審査は 1 回。
- ・6 月から募集が始まる。

**(報告事項 2 かながわボランティア活動推進基金 21 平成 26 年度募集)**

【事務局】(資料 5 に沿った報告について説明)

- ・平成 26 年度に募集する事業の募集案内等の原稿を提示。
- ・現在、印刷業者に発注をしており、6 月上旬には配布予定。
- ・委員の名簿について、松岡委員の辞職を反映させる。

**(報告事項 3 かながわボランティア活動推進基金 21 平成 25 年度事業の成果)**

【事務局】(資料なし)

- ・主に平成 25 年度の事業実施団体が作成したパンフレットや報告書を、合同会議会場に展示しているので、ご覧いただけるようご案内した。

**(その他)**

【長坂会長】 以上で予定していた案件は終了。他に何かありますか。

【中村委員】 信じられないと思ったのはアンケートの回収率。

負担金以外は 1/4 くらい返ってこないわけですね。

アンケートを返してこない団体があることが信じられない。

【基金事業課長】 メールでアンケートのお願いをして、期限が近づいた頃に再度お願いして、期限が過ぎた後に、もう一回メールで催促。メールを 3 回送った結果。3 回努力したんですが。

【長坂会長】 レポートの中には、2団体が既に活動していないとのこと。

中村委員の声を代弁させていただくと、公的資金を得て事業をやったのだから、回答してくるのが当然、ということですよね。

【長坂会長】 今日は膨大な作業をこなして下さっている幹事のみなさんにお会いできてよかった。時間がありませんので、これにて閉会させていただかねばいけません。

私の方から一つお願いがあります。これまでにみなさんが審査を通じて、感じた点をいつか一度みなさんと議論したいと思う。日ごろお考えのことを整理しておいていただきたい。それに基づいて、基金21や審査のあり方を中心に一度まとめておいた方がよいのではないかと。ママプラグから提案をいただき、そのご提案を受け入れる決定をいたしました。それ以外にも協働推進協議会からもいろいろな意見が出ている。外部からの提案には真摯に耳を傾けて対応していきたいと思えます。

これで閉会させていただきます。

今回は、幹事会が10月3日、審査会が10月31日。

夏休みはゆっくりできるかもしれませんがよろしく願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

【長坂会長】 所長から一言お願いします。

【所長】 いつも長時間ありがとうございます。長坂新会長のもと、またこの一年よろしく願いします。

新しい体制と同時にサポートセンターのあり方もビジョン・ミッションも含めて検討中。

基金のあり方も方向性をご議論いただきこれで出発できるかなあと思えます。どうもありがとうございました。

(閉会)